

岩手県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年4月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
矢巾西口薬局	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割 35番地4	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割 312番地	平成29年2月25日